

農地法第3条 *許可申請に必要な添付書類等 (個人)

【共通】

- 1.申請地の登記全部事項証明書《法務局》
- 2.公図写し(法務局の証明がない場合は、行政書士にて証明をお願いします)《法務局》

申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者名を記入したもの。

- 3.案内図 住宅地図等

4.耕作証明書 (自作地もしくは借受地をお持ちの方)

耕作状況確認の必要がありますので、町外に農地をお持ち (自作地・借受地) の方は、農地所在地の農業委員会にて耕作証明書を取得し添付してください。町内の農地につきましては町農業委員会にて発行できます。なお、令和5年4月1日より下限面積要件が撤廃され、農地をお持ちでない方でも農業を行う意思があれば申請できるようになりました。農地をお持ちでない方は耕作証明書の添付は不要です。

- 5.住民票(両者・譲受人については同居家族全員のもの)《吉岡町内の方は町住民環境室 町外の方は各市町村》
- 6.その他、農業委員会が必要と認める書類

【譲受人が吉岡町に在住していない場合】

- 7.通作経路図

住宅地図等に居住地から申請農地までの順路・距離と所要時間を記載してください。

【譲受人が吉岡町に在住していない場合もしくは自作地・借受地をお持ちでない場合】

8.年間営農計画書

様式は任意ですが、この時期にこの作物を栽培するスケジュール等が分かるように記載してください。

【申請代理人が申請する場合 (行政書士)】

- 9.委任状及び確認書

※添付書類につきましては、発行から3ヶ月以内のものを使用してください。

【農地法第3条第1項の規定による許可申請スケジュール等】

- 申請期間・・・毎月 21 日 ～ 25 日 (25日が休日の場合は翌開庁日まで)
- 農業委員会開催日・・・毎月 10日前後 (申請翌月の委員会にて審議します。)
- 許可書交付・・・毎月 15日前後 (電話にて連絡いたしますので、印鑑をご持参下さい。)

【その他】

・書類部数 正本1部 原本の提出をお願いいたします。

・必要に応じて、農業委員等を交えた事前聞き取りを行う場合がございます。

なお、その他、ご不明な点はお問い合わせください。

吉岡町農業委員会事務局：〒370-3692 北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL 0279-54-3111 / Fax 0279-54-8681